

県税の軽減措置等に関するご案内

災害により被害を受けられた方は、地方税法および福井県県税条例の規定に基づき、**県税**について、次に掲げる「**期限の延長**」、「**納税の猶予**」、「**税の減免**」の軽減措置等を受けることができます。

1 期限の延長

内容	災害により、県税の申告、申請または納付などが定められた期限までにできないときに、被災者の申請により、その災害がやんだ日から2月以内に限りその期限を延長します。
----	---

2 納税の猶予

内容	災害により、県税を一時に納付できないと認められる場合には、被災者の申請により、1年以内の期限に限り納税を猶予します。（1年間の延長が可能） 災害による猶予期間の延滞金を免除します。
----	---

3 税の減免

税目	減免の内容
不動産取得税	<p>災害により所有する不動産が滅失または損壊し、それに代わる不動産を3年以内を取得した場合、一定の額を減免します。</p> <p>※納期限までに申請書を提出していただく必要があります。</p> <p>また、取得した直後に不動産が災害により滅失または損壊した場合には、その不動産に対して全額を減免します。</p> <p>※災害がやんだ日から1月以内に申請書を提出していただく必要があります。</p>
自動車税 種別割	<p>被災した自動車の修繕に要する費用が自動車の価額の3/10以上の場合、その自動車の年税額の2分の1を減免します。</p> <p>※災害がやんだ日から30日以内に申請書を提出していただく必要があります。</p>
自動車税 環境性能割	<p>所有する自動車を被災により廃車し、それに代わる自動車を6月以内を取得した場合、一定の額を減免します。</p> <p>※当該自動車の取得の際に申請書を提出していただく必要があります。</p> <p>また、取得して1月以内に災害により修理不可能な損害を受け、廃車した場合、その自動車に対して全額を減免します。</p> <p>※災害がやんだ日から3月以内に申請書を提出していただく必要があります。</p>

税 目	減免の内容
個人事業税	<p>災害により事業用資産を2/10以上損失された場合、前年の事業所得が1,000万円以下の方を対象に、その割合に応じて減免します。</p> <p>また、自己または自己の扶養親族が所有する住宅について、2/10以上の損害を受けた場合、前年の事業所得が500万円以下の方を対象に、その割合に応じて減免します。</p> <p>※災害を受けた日から30日以内に申請書を提出していただく必要があります。</p>

福井県税事務所の各窓口・お問合せ先

区 分		窓 口	電話番号
課税に関すること	個人事業税に関すること	課税第一課	0776-21-2512
	自動車税（環境性能割・種別割）に関すること	課税第二課	0776-21-8274
	不動産取得税に関すること		0776-21-8273
納税に関すること		納税課	0776-21-0011~15

嶺南振興局税務部の各窓口・お問合せ先

区 分	窓 口	電話番号
課税に関すること	課税課	0770-56-2223
納税に関すること	管理納税課	0770-56-2222

なお、県税の軽減措置等に関する書類の受理のみ、以下の窓口で受け付けております。（県税の軽減措置等に関する詳しい内容については、上記窓口までお問い合わせください。）

区 分	窓 口	住所
坂井地区	坂井県税相談室	坂井市三国町水居17-45
奥越地区	奥越県税相談室	大野市友江11-10
丹南地区	丹南県税相談室	越前市上太田町41-5
二州地区	二州県税相談室	敦賀市中央1丁目7-42